

「国家戦略特区」提案書

1. テーマ：健康医療情報モデル創出プロジェクト

2. 提案者：富士通株式会社

3. 提案内容

(1) 背景・目的

世界に類を見ないスピードで高齢化社会を迎え、「国民の安心な暮らしを支える医療提供体制維持」および「年1兆円程度増加し続ける医療費の適正化」は、日本にとっての喫緊の課題である。

一方、我が国には、世界に誇る充実した健診制度・医療制度・介護制度が存在し、健診情報（母子健診・学校健診・職域健診等）、医療情報（診療・処方・レセプト等）、介護情報等高品質かつ膨大な量の健康医療情報が各機関に散在している。

この健康医療情報を国の財産として捉え、プライバシーの保護に配慮しつつ、利活用促進環境を整備することにより、「医療提供体制維持」および「医療費の適正化」実現に貢献することができる。

加えて、膨大な健康医療情報を疫学的に研究する環境を整備することにより、「予防・先制医療」「個別化医療」「治験・創薬」「再生医療」等、今後の成長分野における関連産業の活性化を目指す。

(2) プロジェクト概要

本プロジェクトでは、医療過疎対策の必要性が高い地域や地方公共団体と医療関連機関等が問題意識を共有している広域医療圏（都道府県単位等）を候補に、健康・医療・介護等情報を複数の医療関連機関間で蓄積・共有する健康医療情報ネットワークの整備を通じて、医療提供体制維持および医療費適正化の効果を検証する。また、健康医療情報ネットワークを通じた健康医療情報の利活用を実現する際の課題抽出を行う。

遠隔医療を含む健康医療情報ネットワークモデル整備

日本再興戦略では「地域でのカルテ・介護情報の共有により、ICTを活用した在宅を含めた地域医療介護連携の全国普及を図る（P62）」としており、ロードマップでは2018年度を目途に全国整備する目標を掲げている。

現在、地域医療提供体制維持に向けて医療機関の機能分化が進められているが、その際には、医療関連機関間で患者情報を共有する仕組みが必要となる。また、僻地・離島など医師不足の地域等においては、遠隔画像診断や病理診断等の遠隔医療の仕組みが必要となる。更に、電子カルテおよび健康医療情報ネットワークを効率的かつ効果的に運用するた

めには、制度の見直しや標準化が求められている。

プロジェクトでは、クラウド型電子カルテサービス等を活用し情報の発生源であるカルテの電子化を促進するとともに、該当地域の医療機関、健診機関、介護機関等を連携する健康医療等情報ネットワーク及び多職種間での情報共有を実現する地域包括ケアネットワーク（在宅医療含む）モデルを整備し、電子カルテや健康医療情報ネットワークの制度面・運用面の課題を抽出する。

将来的には、この健康医療情報ネットワークを活用し、健康医療等情報を蓄積しつつ、産官学医の知を連動させた健康医療情報利活用環境（分析・シミュレーション等最新技術を活用）を整備し、「予防・先制医療」「個別化医療」「治験・創薬」「再生医療」分野等の新たな成長モデルの創出につなげる。

【課題①】 現在、先進的地域で構築および多くの地域でネットワーク整備の機運が高まっているが、事業者の多くはネットワークの維持運営コストの確保（事業継続性）という課題を抱えて、普及が進まない。

【課題②】 一部の大学研究機関等で医療等情報のビッグデータ解析の取り組みが始まっているが、異なる機関毎に散在している患者ごとの情報の突合（例：診療情報と健診情報の突合）に苦慮している。また、コホート研究においては中長期にわたる特定の患者情報のトレースが必要であるが、患者を特定する共通番号が存在しないため情報の連携に多大な労力を費やし、効率的な研究の妨げとなっている。更に、医療等情報活用における患者同意の在り方も課題である。

（3）想定される実施主体

地方公共団体、健康医療関連機関、大学機関、健康医療関連産業（国および関連機関）

（4）必要な規制改革等

<医療等情報共有促進環境整備>

① 診療報酬制度（電子紹介状加算、遠隔医療加算等）による政策誘導

国家戦略特区において新たな診療報酬制度（電子紹介状加算、遠隔医療加算等）を適用。

これにより、情報の発生源であるカルテの電子化の普及が促進され、また、健康医療情報等の共有化を実現する健康医療情報ネットワークの運営コストを確保できる。

<医療等情報利活用環境整備>

② 個人情報保護と情報利活用とのバランスを考慮した医療等情報の利活用環境を検討

患者に利用目的を明示した上で、複数の医療関連機関等での匿名化した患者情報を利用可能となるような包括同意の在り方についてそのパターンを検討する。

また、都道府県の条例改正等により、社会保障と税の番号制度の個人番号を利用可能するパターンや、医療等情報の番号制度の試行的パターンなどにより、効果的な患者の本人情報特定手法を検討する。

あわせて、地方公共団体が管理する国民健康保険による特定健診や住民向け健診等のデータを、健康情報ネットワークを介して医療関連機関等間で共有・利活用するために必

要となる、地方公共団体の個人情報保護条例の在り方等についても検討する。

(5) 日本経済再生に向けた効果

① 社会コストの適正化

前述した新たな診療報酬制度（電子紹介状加算で仮に診療報酬20点（200円）とし、全国で述べ3億人／年が利用と想定した場合、国として600億円／年の投資が発生するが、平成24年版 総務省情報通信白書によれば、電子カルテ／EHRによる医療費への経済効果は約1000億円／年試算されており社会コストの適正化に繋がる。

② 企業における医療費、拠出金等負担の適正化

医療費は労使折半で負担運用されており、1兆円程度／年増加すると見込まれる医療費の適正化は、企業の社会保険料負担（医療費、拠出金等）の適正化にもつながり、健全な企業活動環境の維持にも貢献する。

③ 健康医療情報化産業の市場創出

現状、電子カルテの普及率は10％程度であり、政策誘導により未導入医療機関に対する約1兆円規模の市場の活性化が期待される。

④ 健康長寿産業の市場創出への貢献

日本再興戦略で成果目標とされている「医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年に16兆円に拡大する」に寄与する。

⑤ 海外展開

本プロジェクトの成果は、制度とともにアジアなど海外展開が可能なモデルとなる。

以 上